

## 介護現場におけるハラスメントについて

近年、介護現場では利用者や家族等による介護職員への身体的暴力や、精神的暴力、セクシュアルハラスメントなどが少なからず発生していることが、様々な調査で明らかとなっています。

ハラスメント対策の参考として、下記リンクを、ご活用ください。

「厚生労働省」 介護現場におけるハラスメント対策について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

### ※注意

ハラスメント対応において、サービスの継続に苦慮する場合がありますが、各種サービスの運営基準には、事業所は正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないことが定められています。

事業者は、ハラスメントにより、適切なサービスの継続が難しくなった場合でも、直ちに契約を解除するのではなく、利用者や家族と、再発防止について十分話し合い、ケアマネジャー、高齢者総合相談センターや主治医に相談・連携するなどして、契約解除を回避する努力が求められます。

努力や取り組みを行っても、正当な理由により、やむを得ず契約解除に至る場合は、後任の事業者の紹介、その他必要な措置を速やかに講じる必要があります。（上記リンク先の「管理者向け研修のための手引き」p25～26を参照してください）

東京都では介護現場におけるハラスメント対策説明会を開催していますので、機会を捉えてご活用ください。

「東京都福祉保健局」 介護現場におけるハラスメント対策説明会

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kourei/hoken/kaigo\\_lib/kaigo\\_harasu.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kourei/hoken/kaigo_lib/kaigo_harasu.html)